

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

(一時預かり事業※向け)

※在園児以外を対象にしたもの

1 子育てのための施設等利用給付の制度

認定こども園・保育所等が実施する一時預かり事業の利用者（保護者）への無償化制度として、令和元年10月から、**子育てのための施設等利用給付**の制度が創設されました。この制度による給付（**施設等利用費**）の対象事業となるためには、一時預かり事業が児童福祉法及び内閣府令で定める基準を満たしている**特定子ども・子育て支援施設等**であるという旨の確認を、事業の所在地の市町村から受ける必要があります。この確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等の利用者（保護者）に対して、居住地の市町村から施設等利用費が支給されます。

2 特定子ども・子育て支援施設等の確認申請

特定子ども・子育て支援施設等の確認は、一時預かり事業の所在地の市町村が行います。吹田市内の事業については、吹田市へ**確認申請**を行う必要があります。確認にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、申請のあった一時預かり事業が、対象事業に求める基準（次項[3]参照）を満たしていることを審査するとともに、必要に応じて調査等を行います。

※新制度未移行幼稚園で行う預かり保育事業や新制度幼稚園・認定こども園で実施する一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）に関する確認申請については、別様式になります。別途「預かり保育事業向け」パンフレットをご覧ください。

チェック

確認申請が遅れますと、利用者（保護者）が施設等利用費を受けることができません。確認は遡ることができませんので、事業開始までに遅滞なく申請を行っていただきますようお願いします。

3 対象施設等に求める基準

1.教育・保育等の質の基準

児童福祉法で定める一時預かり事業の基準を満たす必要があります。

2.運営に関する事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成24年法律第65号）に規定する下記の内容が記載されている文書等が整備されている必要があります。

- ①教育・保育等の提供の記録
- ②利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- ③領収証等（施設等利用費の対象経費と対象外経費が区別されているもの）の交付
- ④秘密保持
- ⑤諸記録の整備

チェック

施設等利用費の対象経費は**保育料**です。食事代やおやつ代、送迎費用などは対象外経費です。対象外経費が保育料に含まれている場合は、確認申請時に対象経費と対象外経費を区別して届け出てください。また、利用者に交付する特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収証についても対象経費と対象外経費を区別したものを交付してください。

4 確認申請に必要な書類

提出書類	添付書類
【様式0】 特定子ども・子育て支援施設等 確認申請書	<input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <input type="checkbox"/> （別添1）役員の氏名、生年月日及び住所の一覧 <input type="checkbox"/> （別添2）法第58条10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
※【様式4】 一時預かり事業確認用	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し （申請書の記載事項の最新の状況が確認できる箇所のみで可） <input type="checkbox"/> 料金表及び利用案内・パンフレット

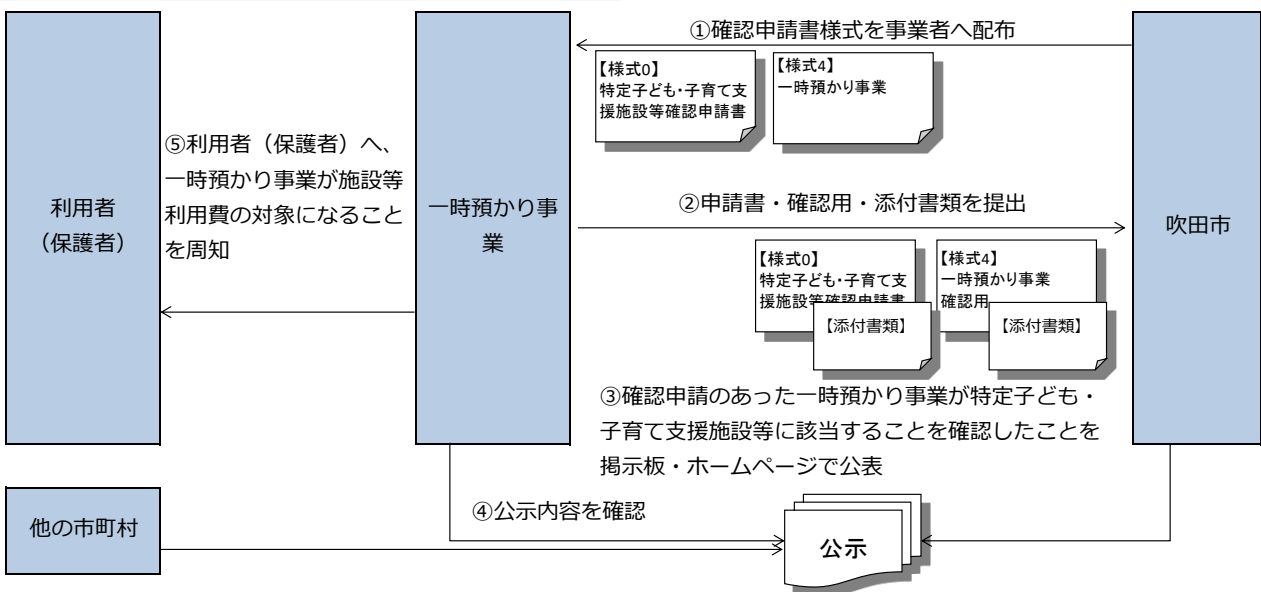
※吹田市から委託を受けた者が実施する事業については、【様式4】と添付書類の提出を省略することができます。

5 確認後の公示

基準を満たすことが確認できた施設については**公示**を行います。公示内容は、吹田市掲示板及びホームページに掲載します。各事業者へ個別には通知しませんのでご了承ください。

この公示は、全国の市町村において有効です。したがって、他の市町村に居住する子どもが吹田市内で確認を受けた一時預かり事業を利用する場合でも、改めて他の市町村へ確認の申請を行う必要はありません。

6 確認申請の流れ（当初申請分）



①確認申請書様式配布	②申請書類提出期限	③公示
随時	事業開始の1月前	確認申請後1月以内 (予定)

7 確認後に事業内容に変更などがあった場合

確認後に事業内容に変更などがあった場合、変更届などが必要です。詳しくは、吹田市保育幼稚園室へお問い合わせください。

変更事由	提出書類・添付書類	提出時期
法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、役員の変更	【様式6】 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 <input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <input type="checkbox"/> （別添1）役員の氏名、生年月日及び住所の一覧 <input type="checkbox"/> （別添2）法第58条10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面	変更日から10日以内
【様式6】のうち、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、役員の変更 <u>以外</u> の変更	【様式6】 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届	
一時預かり事業に関わる部分 ※利用定員、利用料金などの変更	【様式6】 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届 【様式4】 一時預かり事業確認用 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第34条の12の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（申請書の記載事項の最新の状況が確認できる箇所のみで可） <input type="checkbox"/> 料金表及び利用案内・パンフレット	
一時預かり事業の廃止・休止 無償化の対象外事業への移行	【様式7】 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届	廃止・休止、対象外事業への移行の3月以上前

<お問合せ先>

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部保育幼稚園室

経理グループ 利用費担当

（吹田市役所 低層棟2階 217番窓口）

平日9:00～17:30（土・日・祝日は休み）

直通電話番号 06-6384-1592

FAX番号 06-6384-2105

メールアドレス hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp